



# 「野焼き」は禁止！

野焼きとは、一定の焼却設備(※1)を使わずに、ごみ等の廃棄物をそのまま燃やしてしまう行為のことです。屋外での野焼きは、例外(※2)を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や県条例で禁止されています。

(※1) 廃棄物焼却炉の構造基準

- ・ごみを燃焼室で800℃以上の状態で燃やすことができるもの
  - ・燃焼室での温度を測定できる装置があること
  - ・燃焼に必要な量の空気の通風がおこなわれるものであること
  - ・高温で燃焼できるよう助燃装置があること
  - ・外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること
- など



違反した場合、

5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金（またはその併科）です!!

(※2)

## 禁止じゃない例外とは

- 例外** たき火、落ち葉の焼却  
(たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる草や木などの焼却であって軽微な場合)
- 例外** 焼き畑・畔の草の焼却  
(農業・林業を営むためにやむを得ない場合)
- 例外** しめ縄・門松等を焚く、塔婆の供養焼却  
(風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な場合)
- 例外** 国または地方公共団体が施設管理に必要な場合
- 例外** 震災・風水害・その他の災害の予防、応急対策または復旧に必要な場合

### でも でも ちょっと待って!

「窓があげられない!」「洗濯物に臭いがつく!」など  
近隣のかたの迷惑となるものは、やめましょう。



住みやすいまちは、マナーから



畑や庭から出た草木は、なるべく土に還しましょう。